



なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等は、当該箇所を伏せたり、又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 平成31年 3月15日 14時00分  
山口県下関市永田本町二丁目7番1号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産大学校本館校務部会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 平成31年 3月14日 17時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>※注2</sup>
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者と認められる者を含む。  
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他  
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が  
行う契約に係る情報の公表について」の掲載に同意の上、ご確認いただき、所  
要の情報を掲載いただくようご依頼いたします。また、ご了解願います。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科省決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 講義棟及び多目的学生教育棟昇降機保守点検業務
2. 業務目的 講義棟及び多目的学生教育棟に設置のエレベーター設備（一般用（ロープ式）乗用エレベーター）の保守点検を行うことを目的とする。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7番1号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校  
講義棟、多目的学生教育棟
4. 業務期間 自) 平成31年4月 1日  
至) 平成32年3月31日
5. 業務内容 下記のとおり行うこと。
  - 一. 対象設備  
一般用（ロープ式）乗用エレベーター 2基（東芝エレベータ製）  
①積載量（定員）900kg（13人）  
②停止箇所（停止階）  
講義棟：4箇所停止（1～4階）  
多目的学生教育棟：2箇所停止（1～2階）  
③火災時管制運転装置・地震時管制運転装置・停電時自動着床装置  
及び身障者対策あり。
  - 二. 定期点検  
3ヶ月に1回（遠隔点検については1ヶ月に1回）定期的にエレベーター設備の保守点検を行うこと。（別紙参照）
  - 三. 緊急点検  
エレベーター設備に故障等が発生した場合は、速やかに担当者を派遣し、復旧及び必要な処置にあたること。
  - 四. 定期検査  
建築基準法第12条に基づく年1回の定期検査を行うこと。
  - 五. 点検時の電気系統・油脂類等の消耗品は受注者において調達すること。
  - 六. 点検結果については、報告書を提出し本校校務部会計課施設係（以下「担当者」という。）の確認を受けること。
  - 七. 作業終了後は、担当者に報告書を提出すること。
6. その他 仕様書に明記のない点は担当係と協議の上、その指示に従うこと。

別紙

【点検項目】

1 運転状態関係

- ①かごの走行状態
- ②かごのりばの段差
- ③戸の開閉状態
- ④戸閉め安全装置

2 制御盤・巻上機関係

- ①制御盤
- ②電動機、巻上機
- ③調速機
- ④ブレーキ

3 かご関係

- ①かご室の周壁、天井及び床、照明、ファン
- ②停電灯装置
- ③インターホン
- ④かご操作盤、かご位置表示灯
- ⑤かご戸及びしきい
- ⑥かごのガイドシュー（ローラー）
- ⑦非常止め装置
- ⑧かご戸のスイッチ

4 昇降路・ピット関係

- ①昇降路
- ②ピット環境
- ③ガイドレール・ブラケット
- ④メインロープ
- ⑤調速機ロープ
- ⑥リミットスイッチ
- ⑦つり合いおもり
- ⑧移動ケーブル
- ⑨緩衝器
- ⑩張り車

5 のりば関係

- ①のりば戸及びしきい
- ②のりば戸のインターロック・スイッチ
- ③のりばインジケータボタン
- ④のりば位置表示灯

6 付加装置

- ①地震時管制運転装置
- ②停電時自動着床装置
- ③直接電話機能
- ④遮煙のりばドア

7 その他

- ①警告ラベルステッカー